

令和3年4月 5日

令和3年5月18日改訂

地域観光支援事業（「旅して応援！」あきた県民割事業）給付金給付規約

（通則）

第1条 地域観光支援事業（「旅して応援！」あきた県民割事業）給付金（以下「給付金」という。）の給付については、この規定に定める。

（趣旨・目的）

第2条 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大の影響により、秋田県内の旅行業、宿泊業はもとより、貸切バス、ハイヤー・タクシーや飲食業、物販販売業など地域経済全体が深厚な状況に追い込まれており、給付金の給付により、感染拡大により失われた観光客の流れを取り戻し、観光地全体の消費を促すことで、地域経済に波及効果をもたらすことを目的とする。

（給付金に係る事務を行う者）

第3条 本規定に基づく給付金に係る事務については、観光庁から委任を受けた秋田県知事佐竹敬久（以下、「秋田県」という。）が行うものとする。

（事務局の設置）

第4条 秋田県は前条の目的を達成するため、地域観光支援事業（「旅して応援！」あきた県民割事業）給付金事務局（以下、「事務局」という。）を設置し、給付に必要な事務を事務局が行う。

（給付の対象）

第5条 令和3年4月3日から令和3年12月31日（令和4年1月1日チェックアウト分）まで行われる県内旅行（令和3年8月31日までに予約されたものに限る。）のうち、宿泊又は宿泊旅行又は同日中に出発地に戻ることが予定されており、かつ、旅行先で一定の消費が見込まれる日帰り旅行において商品・サービスを地域限定クーポンを利用して購入した者に対して給付する。

2 本給付金の趣旨・目的などから適切でないと知事が判断する者に対しては、給付金を支給しないこととし、不給付通知を事務局から送付する。

3 新型コロナウイルス感染症拡大の状況等を踏まえ、必要に応じて、全ての旅行者に対して給付金の給付を一時的に停止することがあるほか、当事業は予算額の範囲内で実施するため、期間の途中で事業を終えることがある。

- 4 前項において宿泊商品の内、クオカード、ビール券付等（換金性の高いもの）の宿泊セットプランについては、対象外とする。

（給付額）

第6条 給付金の給付額は、一人一泊当たりの基本宿泊代金（1泊2食、1泊朝食、ルームチャージ）及び旅行代金（日帰り旅行含む）の50%又は一人当たり5,000円を上限としたどちらから低い方とする。

- 2 前項の給付額のうち、一人一泊当たりの基本宿泊代（1泊2食、1泊朝食、ルームチャージ）及び旅行代金（日帰り旅行含む）が1,999円以下の場合は給付対象外とする。
- 3 前項に定める給付とは別に、前条の定める旅行者であって秋田県内において商品・サービスを地域限定クーポンを利用して購入した者に対して地域限定クーポンの利用額の合計金額に相当する額を給付する。ただし一人一泊当たりの基本宿泊代金（1泊2食、1泊朝食、ルームチャージ）及び旅行代金が3,000円以上4,999円以下の場合は1,000円を上限とし、一人一泊当たりの基本宿泊代金（1泊2食、1泊朝食、ルームチャージ）及び旅行代金5,000円以上の場合は2,000円を上限とする。
- 4 前項に定める基本宿泊代の内ルームチャージ代金とは、一泊当たりの室料を利用者人数で換算した金額を一人一泊の基本代金とする。但し宿泊代金が無料の利用者（乳幼児等で寝具及び食事等利用がない。）は換算人数として含まないものとする。

（給付申請）

第7条 給付金の申請期間は、令和3年4月3日から令和3年12月31日までとする。

- 2 申請は、申請期間内に、事務局が定める方法により、直接に、又は、事務局が指定する中間事業者、宿泊施設等（以下「中間事業者等」という。）、地域限定クーポン取扱店舗であって、申請者に代わって給付金を受領する権限を有すものを通して、事務局に対し行うものとする。
- 3 前項の申請において、申請者が直接事務局に申請を行う場合にあって、申請者は次の書類（以下「事後還付申請書」という。）を郵送により事務局に提出しなければならない。
- 一 事後還付申請書（事務局が定める書式）
 - 二 支払内訳が分かる書類（支払内訳が記載された領収書、支払い内訳書）
 - 三 宿泊証明書（宿泊施設は発行した氏名、宿泊日、宿泊人数が記載されているもの）
 - 四 口座確認書（事務局指定用のもの）
 - 五 口座番号が確認出来る書類（通帳の写し、キャッシュカードの写し等）
 - 六 旅行者または宿泊者の住所が確認できる書類（免許証の写し、健康保険証の写し等）
 - 七 全各号に掲げる書類のほか申請者に係る情報を確認するために必要な書類及び申請に係る旅行の事実を確認するために必要な書類として事務局が指定するもの
- 4 第2項の申請において、申請者が中間事業者等を通して事務局に申請を行う場合にあっては、当該中間事業者等は申請者に代わって、次の情報（以下「申請情報」という。）

を事務局に提出しなければならない。

- 一 宿泊利用確認書又は、宿泊・旅行申込書（事務局指定の用紙）
- 二 給付金請求書・宿泊事業者用又は旅行会社用（事務局指定の用紙）
- 三 前各号に掲げる情報のほか申請者に係る情報を確認するために必要な書類及び申請に係る宿泊の事実を確認するために必要な情報として事務局が指定するもの

- 5 第2項の申請において、申請者が地域限定クーポン取扱店舗を通して事務局に申請を行う場合にあっては、当該地域限定クーポン取扱店舗は申請者に代わって、事務局が配布する専用封筒に、換金用伝票及び旅行者から受け取った紙クーポンの本券部分を同封し、事務局が指定する場所へ発送しなければならない。

（宣誓事項）

第8条 次の各号のいずれにも宣誓した者でなければ、給付金を給付しない。

- 一 前条第3項の申請書類又は同上第4項の申請情報に虚偽のないこと。
- 二 秋田県及び事務局等の委任した者が行う関係書類の提出指導、事情聴取等の調査に応じること。
- 三 不正受給（偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法（明治40年法律第45号）各本条に規定するものをいう。）に触れる行為のほか、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に申請書類又は申請情報に虚偽の記入を行い又は偽りの証明を行うことより、本来受けることができない給付金を受け、又は受けようとすることをいう。

ただし、申請書類又は申請情報に事実と反する内容の記入があった場合であっても、これが故意によらないものと認められるときは不正受給には該当しないものとする。以下同じ。）等が発覚した場合には、第11条の規定に従い給付金返還等を行うこと。

- 四 本規規定に従うこと。

（給付金の給付）

第9条 給付金は、予算額の範囲内で、申請者からの申請で成立し、事務局の審査を経て、秋田県が給付額を決定する贈与契約である。

2 給付金の給付は事務局を通じ、次の各号により行う。

- 一 申請者は、中間事業者等及び地域限定クーポン取扱店舗を通じ又は直接に事務局との間で、給付金を申請者の代理で受領し、給付決定額を申請者に支払う旨の受領委任契約を締結する。
 - 二 秋田県は、給付金の支払いに当たり、申請者と受領委任契約を締結した（間接的に契約したものも含む。）事務局に対して給付金を支払う。
 - 三 秋田県は、給付金の支払いに当たり、申請者と受領委任契約を締結した（間接的に契

約したものも含む。) 事務局に対し概算払いを行うことができる。そのため、事務局は、中間事業者等から申請を受けた件数等及び振込先の金融機関名等の情報を秋田県に報告する。その際、中間事業者等又は地域限定クーポン取扱店舗の代理で受領する旨もあわせて報告する。

四 秋田県は、事務局による申請内容の適格性等の確認を踏まえ、申請者に対する給付金額を決定する。

五 事務局は、前号の決定が行われた後、受領委任契約に基づき、給付決定額全額を中間事業者等、地域限定クーポン取扱店舗又は申請者の銀行口座に速やかに振り込む。

六 事務局は、概算払いの精算として、中間事業者等又は地域限定クーポン取扱店舗への支払いに要しなかった金額等を秋田県に報告の上、返還等する。

3 事務局は、前項の経理を行うにあたっては、その支出の内容を証する書類を整備して、会計帳簿とともに、事務事業の完了の日の属する年度終了後5年間保存しておかなければならない。

(申請者に対する調査)

第10条 申請者の申請が給付要件を満たしているかについて、秋田県は、事務局を通じ、申請者、中間事業者等又は地域限定クーポン取扱店舗に対し、提出された申請書類、申請情報、換金用伝票及び紙クーポンの本券部分について調査を行う場合がある。申請者、中間事業者等又は地域限定クーポン取扱店舗は、この調査に協力しなければならない。

(給付金に係る不正受給等への対応)

第11条 申請者の申請が給付要件を満たさないことが疑われる場合は、秋田県は事務局を通じ、次の各号の対応を行う。

一 提出された申請書類、申請情報、換金用伝票又は紙クーポンの本券部分について審査を行い、不審な点がみられる場合等に調査を開始する。申請者、中間事業者等又は地域限定クーポン取扱店舗(以下この条において「申請者等」という。)に対する。関係書類の提出指導、事情聴取等の調査については、事務局において行うことを原則とし、これらの調査を行った後、当該申請者等に対する対処を決定する。なお、既に給付した給付金について調査を行う場合も同様とする。

二 事務局は、調査の結果、申請者等の申請が給付要件を満たさないことが判明した場合には、その旨を知事に報告する。知事は、当該申請者との間の贈与契約を解除し、事務局は、秋田県は、当該申請者との間の贈与契約を解除し、事務局は、秋田県の指示に従い、当該申請者等に対し、給付金に係る知事との間の贈与契約の解除に伴う給付金の返還を求める旨の通知を行う。

2 給付金の不正受給に該当することが疑われる場合は、秋田県は、事務局を通じ、前項の対応に加え、次の各号の対応を行う。

- 一 不正受給を行った申請者等は、前項第2号の給付金の全額に、不正受給の日の翌日から返還の日まで、年3%の割合で算定した延滞金を加え、これらの合計額にその2割に相当する額を加えた額を支払う義務を負い、事務局は当該申請者等に対し、これらの金員を請求する旨の通知を行う。
- 二 事務局は、不正の内容により、不正に給付金を受給した申請者を告発する。
- 3 事務局は、申請者等から返還を受けた給付金を、申請者等に代わって遅滞なく秋田県に返還する。
- 4 給付金は、事務局の審査を経て秋田県が給付額を決定する贈与契約であり、原則として民法（明治29年法律第89号）が適用され、贈与契約の解除、給付決定の取消しについては、行政不服審査法（昭和37年法律160号）上の不服申立ての対象とならないが、不正受給による不給付決定又は贈与契約の解除に対し、申請者から不服の申出があった場合は、適宜再調査を行うなど、必要な対応を図る。

本規約は、令和3年5月18日から適用します。